

地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程

平成22年4月1日規程第50号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の事業の遂行に伴い、徴収すべき料金等について定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 道総研の徴収すべき料金については、知事の認可する料金上限の範囲内でこの規程の定めるところによる。

(料金)

第3条 前条の料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 試験機器等設備使用料は別表1のとおり
- (2) 依頼試験等手数料は別表2のとおり
- (3) 建築性能評価手数料は別表3のとおり
- (4) 構造計算適合性判定手数料は別表4のとおり
- (5) 指導手数料は別表5のとおり
- (6) 固定資産の使用料は別表6のとおり
- (7) 北海道総合研究プラザセミナー室の使用料は別表7のとおり

2 前項(1)及び(2)にかかわらず、道内に住所を有しない者（法人又は団体にあっては、事務所又は事業所を有しないもの）が試験機器等の設備を使用する場合並びに試験、分析、測定等及び成績書の賃本の交付を依頼する場合にあっては、(1)に定める使用料又は(2)に定める手数料の2倍の料金とする。

(納入期限)

第4条 前条第1項(1)、(2)、(3)、(5)及び(7)で定める料金については、前納を原則とする。ただし、経理責任者が適当と認めるときは、債務の履行請求の日から20日以内において適宜の納入期限を定め、速やかに納めさせるものとする。

2 前条第1項(4)で定める料金については、別に定めるところによる。

3 前条第1項(6)で定める料金については、理事長の指定する期日までに納めさせなければならない。

(減免及び分納)

第5条 理事長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

2 理事長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を分納させることができる

3 使用料又は手数料の額が、1回の請求につき100円未満となるときは、その支払いを免除することができる。

4 減免及び分納の取扱いに關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月1日規程第79号）

この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、「別表1 試験機器等設備使用料 2 林産試験場」に加える改正のすべて及び「別表1 試験機器等設備使用料 4 食品加工研究センター」に加える改正のうち表内「1 試験、測定及び検査機器 (61)味認識システム」として加える改正は、財団法人北海道科学技術総合振興センターより、改正により加える機器の所有権移転が行われた日から施行する。

附 則（平成22年10月1日規程第82号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月10日規程第84号）

この規程は、平成22年12月10日から施行する。ただし、「別表1 試験機器等設備使用料4 工業試験場」に加える改正のうち表内「(6) 北海道地域産学官共同研究拠点整備事業に係る機器」として加える改正及び「別表1 試験機器等設備使用料5 食品加工研究センター」に加える改正のうち表内「4 北海道地域産学官共同研究拠点整備事業に係る機器」として加える改正は、北海道産学官共同研究拠点整備事業に関する協定書第6条第2項の規定に基づき、独立行政法人科学技術振興機構より本設備の貸与があつた日から施行する。

附 則（平成23年1月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日規程第16号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日規程第15号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月5日規程第2号）

- 1 この規程は、平成25年3月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている構造計算適合性判定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日規程第4号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月3日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年6月3日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月1日規程第27号）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月6日規程第1号）

- 1 この規程は、平成26年1月6日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月29日規程第3号）

この一部を改正する規程は、平成26年2月5日以降に申込みがあったものから適用する。

附 則（平成26年4月1日規程第8号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料及び指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月9日規程第24号）

- 1 この規程は、平成26年6月9日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月5日規程第1号）

- 1 この規程は、平成27年1月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日規程第8号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年5月1日規程第11号）

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月1日規程第17号）

- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請または旧法第18条第2項の規定による通知がされている建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月1日規程第24号）

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている依頼試験等に係る手数料及び指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日規程第9号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月14日規程第19号）

- 1 この規程は、平成28年6月14日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月3日規程第26号）

- 1 この規程は、平成28年10月3日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月11日規程第27号）

- 1 この規程は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月4日規程第28号）

- 1 この規程は、平成29年1月4日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年4月1日規程第11号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月1日規程第22号）

- 1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月12日規程第27号）

- 1 この規程は、平成30年1月12日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月20日規程第29号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月27日規程第13号）

- 1 この規程は、平成30年4月27日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月29日規程第27号）

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月26日規程第28号）

- 1 この規程は、平成30年9月26日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日規程第3号）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年（2019年）9月30日規程第27号）

- 1 この規程は、令和元年（2019年）10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和2年（2020年）3月31日規程第4号）

- 1 この規程は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規程第2号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表4（第3条第1項第4号関係）

構造計算適合性判定手数料

1 北方建築総合研究所

(1) 構造計算適合性判定手数料

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定

項目	手数料の額 (構造計算1件につき)
1 法第20条第1項第2号イに規定する方法による場合	次に掲げる当該方法による構造計算に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 180,000円 (2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 230,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 250,000円 (4) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 300,000円 (5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 550,000円
2 法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	次に掲げる当該プログラムによる構造計算に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 130,000円 (2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 150,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 160,000円 (4) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 190,000円 (5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 310,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の構造計算適合性判定を道総研以外の者から受けている場合 当該建築に係る部分の床面積
- (3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の構造計算適合性判定を道総研から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積

(2) 特定建築物の建築等の計画に係る構造計算適合性判定手数料

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合通知に係る申出に伴う特定建築物の建築等の計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定

項目	手数料の額 (構造計算1件につき)
(1) で算定した項目及び金額	

(3) 長期優良住宅建築等計画に係る構造計算適合性判定手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る長期優良住宅建築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定

項目	手数料の額 (構造計算1件につき)
(1) で算定した項目及び金額	

(4) 低炭素建築物新築等計画に係る構造計算適合性判定手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規程による申出に係る低炭素建築物新築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定

項目	手数料の額 (構造計算1件につき)
(1) で算定した項目及び金額	